

第3回

東地区住民協議会

総 会

令和3年5月24日（月）

〔書面議決〕

◇ 目 次 ◇

1. 議事

第1号議案 令和2年度 事業報告・・・・・・・・・・2～4ページ

第2号議案 令和2年度 決算報告・監査報告・・・・5～6ページ

第3号議案 東住民自治協議会 会則□□ 及び 組織図□□
・・・・・・・・・・7～8ページ

(資料1：東地区住民協議会から東住民自治協議会へ主な継承財産 9ページ)

第4号議案 令和3年度 役員□□について・・・・・・・・10ページ

(資料2：令和3年度 部員 11ページ)

(資料3：令和3年度 運営委員・代議員 12ページ)

第5号議案 東地区地域計画□□について・・・・・・・・13～14ページ

第6号議案 令和3年度 事業計画□□について
・・・・・・・・・・15～16ページ

第7号議案 令和3年度 予算□□について・・・・・・・・17ページ

第8号議案 各種要綱等□□について・・・・・・・・18～24ページ

2. その他

参考1：地域づくり組織条例・・・・・・・・・・25～27ページ

参考2：地域づくりに関する基本協定書・・・・28～30ページ

第1号議案

東地区住民協議会

令和2年度 事業実施状況

担当	事業番号	事業名	実施日	参加者数
	1	子ども見守り隊 *4月,5月,8月除く		93
		清生町南交差点・パチンコ店前・大津町交差点にて	6月10日(水)	10
		清生町南交差点・パチンコ店前・大津町交差点にて	7月8日(水)	9
全体事業		清生町南交差点・パチンコ店前・大津町交差点にて	9月9日(水)	11
		清生町南交差点・パチンコ店前・大津町交差点にて	10月14日(水)	10
		清生町南交差点・パチンコ店前・大津町交差点にて	11月4日(水)	11
		清生町南交差点・パチンコ店前・大津町交差点にて	12月9日(水)	11
		清生町南交差点・パチンコ店前・大津町交差点にて	1月20日(水)	11
		清生町南交差点・パチンコ店前・大津町交差点にて	2月10日(水)	9
		清生町南交差点・パチンコ店前・大津町交差点にて	3月10日(水)	11
	2	高齢者安心見守り隊 (清生町・垣鼻町内にて)	11月26日(木)	12
	3	東地区夏まつり (子どもゲーム等) *中止	8月8日(土)	0
	4	敬老会 (記念品配布: 80歳以上332名対象)	10月中	--
5	ふれあい文化祭 *第二隣保館と共催	11月7日(土)	0	
まちづくり部	6	小学校入学児童への記念品贈呈 (第二小22名 第五小1名)	4月6日(月)	--
	7	紅白玉入れ大会 *第二隣保館と共催	3月6日(土)	0
福祉部	8	ひがしおひさまくらぶ		157
		*中止	4月21日(火)	0
		*中止	5月19日(火)	0
		*中止	6月16日(火)	0
		軽運動(梶間保健師) と 紙芝居等(お話キャラバン)	7月21日(火)	17
		*中止	8月18日(火)	0
		健康講話(梶間保健師) と 健康体操(山本智恵子講師)	9月15日(火)	17
		健康講話(谷口照男講師) と 軽運動(梶間保健師)	10月20日(火)	21
		健康講話(梶間保健師) と スクエアステップ(成田郁代講師) と ポッチャ(事務局)	11月17日(火)	21
		軽運動(梶間保健師) と 津税務署出前講座(土嶋弘之税理士)	12月15日(火)	23
		健康講話(梶間保健師) と スクエアステップ(成田郁代講師)	1月19日(火)	18
		健康講話(梶間保健師) と スクエアステップ(成田郁代講師)	2月16日(火)	18
		健康講話(梶間保健師) と スクエアステップ(成田郁代講師)	3月16日(火)	22
	9	健康講座(太田正澄医師)	7月9日(木)	16

こども福祉部	10	東地区ふれあい広場		50
		カレー昼食 と ポッチャ	7月4日(土)	26
		*中止	10月10日(土)	0
		カレー昼食 と ポッチャ	12月12日(土)	14
		カレー昼食のみ *密を避けるためゲームは中止	2月13日(土)	10
	11	東地区ほほえみ広場		56
		カレー昼食 と ポッチャ	8月4日(火)	23
		*中止	9月3日(木)	0
		カレー夕食のみ *密を避けるためゲームは中止	11月17日(火)	16
		カレー夕食のみ *密を避けるためゲームは中止	1月14日(木)	17
防災・防犯部	12	防災訓練	3月14日(日)	0
	13	救急講習(日本赤十字社三重県支部 富内講師・中村講師) 防災クッキング(はぐくみ隊)	9月5日(土)	15
公民館部	14	手芸教室<オリジナルタオル>	7月28日(火)	17
	15	スマホ教室<初心者向け> (湊常講師)	8月29日(土)	9
	16	料理教室 *中止	11月28日(土)	0
	17	絵手紙教室(岡田由佳講師)	11月30日(月)	10
	18	新春茶話会・ゲストショー *中止	1月8日(金)	0
	19	パソコン教室<初心者向け>(島田広子講師) 連続講座第1回目 *第二隣保館と共催	1月22日(金)	8
		パソコン教室<初心者向け>(島田広子講師)連続講座第2回目 *第二隣保館と共催	1月29日(金)	8
	20	人権落語 *第二隣保館と共催 *中止	2月	0
	21	創作教室<バルーンアート> (一色昌子講師)	2月9日(火)	11
	22	早春福祉バスツアー *中止	3月4日(木)	0

事業参加者合計 462 人

★ 弁当配布協力

令和2年5月22日(金) 松阪駅前わいん酒場ブッタランド様より東地区の第二小学校1年生へ

令和3年1月16日(火) ㈱まつさかフードビジネスサポート様より東地区の第二小学校児童の希望家庭へ

◎事務事業

担当	事業 番号	事業名	実施日	参加 者数
	23	外国語翻訳機貸与	通年	2団体
	24	防犯灯・掲示板整備助成	11月末日 迄に申請	5自治 会
事務局	25	町内美化活動助成	11月末日 迄に申請	2自治 会
	26	黄色いレシートキャンペーン参加	通年	2回 参加

事務事業参加合計 11

◎会議

種類	開催 方法	会議名	実施日	参加 者数
総会	書面	総 会	5月26日(火)	13
役員会	参集	緊急役員会 *自治会長会議と合同開催	4月10日(金)	5
	書面	第1回役員会	5月19日(火)	5
	参集	第2回役員会	6月18日(木)	5
	参集	第3回(緊急)役員会	7月30日(木)	4
	参集	第4回役員会	1月22日(金)	4
	参集	第5回(緊急)役員会 *自治会長会議と合同開催	2月15日(月)	5
	参集	第6回役員会	3月25日(木)	5
運営 委員会	書面	第1回運営委員会	4月21日(火)	21
	書面	第2回運営委員会	5月19日(火)	21
	参集	第3回運営委員会	6月26日(金)	18
	参集	第4回運営委員会	9月 1日(金)	17
	参集	第5回運営委員会	11月30日(月)	16
	参集	第6回運営委員会	1月22日(金)	17
	参集	第7回運営委員会	3月25日(木)	19
部 会	書面	第1回まちづくり部会	5月19日(火)	4
	書面	第1回福祉部会	5月19日(火)	4
	書面	第1回こども福祉部会	5月19日(火)	5
	書面	第1回防災・防犯部会	5月19日(火)	4
	書面	第1回公民館部会	5月19日(火)	4
	参集	第2回公民館部会	9月15日(火)	4

会議開催合計21回 200人

第2号議案

令和2年度 東地区住民協議会 決算書

2021/3/31 単位：円

収入	科目	R2 予算額	R2 決算額	収入内容	
	交付金	1,896,000	2,139,351	住民協議会活動交付金	959,000
	(松阪市)			住民協議会活動交付金(R1繰越分)	243,351
				地域敬老事業推進特別交付金	337,000
				住民協議会活動交付金(人件費)	600,000
助成金 (社協)	355,560	269,185	小地域福祉活動助成金(ふれあい活動)	0	
			小地域福祉活動助成金(福祉啓発活動)	18,625	
			小地域福祉活動助成金(見守りネットワーク活動)	10,000	
			小地域福祉活動助成金(子どものい場所居作り)	100,000	
			地域福祉活動推進助成金(上半期)	50,000	
			歳末たすけあい地域福祉活動助成金	50,000	
			小地域福祉活動団体助成金	40,560	
助成金	0	50,000	アサヒ飲料助成金	50,000	
補助金	22,200	22,200	自治会連合会地域振興費	22,200	
参加費	33,600	3,800	手芸教室<オリジナルタオル> @100円×17人	1,700	
			料理教室 @300円×0人	0	
			絵手紙教室 @100円×18人	1,000	
			創作教室<バルーンアート> @100円×11人	1,100	
			早春福祉バスツアー @1,000円×0人	0	
			早春福祉バスツアー<写真代> @30円×60枚	0	
協賛金	104,100	105,800	東地区8自治会より	105,800	
繰越金	379,446	379,446	前年度繰越金	379,446	
寄付金	0	27,921	東地区ふれあい広場・ほほえみ広場	27,921	
雑収入	0	8	利息等	8	
収入合計	2,790,906	2,997,711		2,997,711	

支出	分類	R2予算額	R2決算額		事業名
全体		18,000	22,041	1	子ども見守り隊
		10,000	7,300	2	高齢者安心見守り隊
		440,000	0	3	東地区夏まつり *中止
		337,000	365,473	4	敬老会
		71,000	0	5	ふれあい文化祭 (繰越金より22,760円) *中止
	小計	876,000	394,814		
まちづくり部		25,000	31,372	6	小学校入学児童への記念品贈呈
		59,000	0	7	紅白玉入れ大会 *中止
	小計	84,000	31,372		
福祉部		17,000	43,631	8	ひがしおひさまくらぶ
		10,000	6,924	9	健康講座
	小計	27,000	50,555		
こども福祉部		122,311	149,812	10	東地区ふれあい広場
		100,000	174,243	11	東地区ほほえみ広場
	小計	222,311	324,055		
防災・防犯部		262,000	0	12	防災訓練 *中止
		20,000	18,625	13	救急講習・防災クッキング
	小計	282,000	18,625		
公民館部		20,000	4,394	14	手芸教室<オリジナルタオル>
		10,000	3,400	15	スマホ教室<初心者向け>
		20,000	0	16	料理教室 *中止
		30,000	22,026	17	絵手紙教室
		62,000	0	18	新春茶話会・ゲストショー *中止
		10,000	11,956	19	パソコン教室<初心者向け>
		5,000	0	20	人権落語 *中止
		20,000	9,289	21	創作教室<バルーンアート>
		44,900	0	22	早春福祉バస్తూア- *中止
	小計	221,900	51,065		
専務事業		21,000	50,147	23	外国語翻訳機貸与
		160,000	70,000	24	防犯灯・掲示板整備助成
		80,000	18,808	25	町内美化活動助成
		1,000	422	26	黄色いレシートキャンペーン参加
	小計	262,000	139,377		
専務局費		215,695	225,036	27	一般費
		600,000	593,136	28	人件費
	小計	815,695	818,172		
支出合計		2,790,906	1,828,035		
収支差額		0	1,169,676	→	(松阪市返還金659,835円 + 次期繰越509,841円)

監査結果

令和2年度決算において、関係諸帳簿、証拠書類について監査した結果、会計収支は正確に記載されており、適正に処理されていることを認めます。

令和 2 年 4 月 5 日
 会計監査 川村 玲之 (印)
 会計監査 川村 明子 (印)

東住民自治協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行い、持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、東町、宮町、幸生町、清生町第一、第二、第三、第四、寿各自治会の範囲（以下「東地区」という。）とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市清生町533番地 東地区市民センターに置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構成員)

第6条 協議会の構成員は、東地区に居住する住民及び東地区で活動する自治会をはじめとする各種団体等とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、運営委員会及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

3 協議会に監事を置く。

第2章 役員

(役員の種類)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 書記 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第9条 協議会の役員は、運営委員会より推薦し、総会で承認する。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- (3) 書記は、協議会の会務を記録する
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する
- (4) 事務局長は、住民協議会全体の事務を統括する
- (5) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する

(役員任期)

第11条 協議会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第12条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長の求めに応じるほか、必要があるときは、総会、役員会及び運営委員会に出席して意見を述べるができる。

第3章 総会

(総会の種類)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は14名以内とし、選出については、別に定める。

(総会の開催)

第15条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の4分の3以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 構成員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第17条 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面決議)

第20条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

第21条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

(1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること

(2) 会則の改廃の決定に関すること

(3) 地域計画の策定に関すること

(4) 役員決定に関すること

(5) その他必要と思われる事項に関すること

(総会の公開)

第22条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第24条 役員会は、会長が召集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第25条 役員会は次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第26条 運営委員会は、各種団体等より選出された者で構成する。

2 運営委員会の長は、会長とする。

(運営委員会の招集と議長)

第27条 運営委員会は、運営委員の長が招集する。

2 運営委員会の議長は、運営委員の中から選出する。

(運営委員会の役割)

第28条 運営委員会は、次の事項を調整及び審議し、役員会に諮る。

- (1) 各部会及び部会全体の事業計画・調整及び予算に関すること
- (2) 各部会及び部会全体の実績及び決算に関すること
- (3) その他協議会又は部会の運営に関すること

第6章 部会

(部会の構成)

第 29 条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は運営委員会より推薦された者で構成する。

- (1) 地区の単位自治会長等で構成される部会
- (2) 地区住民の安心、安全に関する部会
- (3) 地区住民の健康、福祉に関する部会
- (4) 地区住民の交流、連帯に関する部会
- (5) 地区の公民館活動に関する部会

2 各部会の構成する者の中から各部会の長を選出する。

(部会の役割)

第 30 条 部会は、第 2 条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) 自治会部会は、基本協定に関すること
- (4) その他部会運営等に関すること

第 7 章 会計及び監査

(経費)

第 31 条 協議会の経費は、会費、寄付金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第 32 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第 33 条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

(監査)

第 34 条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第 8 章 その他

(役員報酬等)

第 35 条 協議会は、役員に対して報酬を支給することができる。報酬等の額については、別に定めるものとする。

(委任)

第 36 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和3年5月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(権利等の継承)

東地区住民協議会に係る一切の権利、財産は、東住民自治協議会が継承するものとする。

(東地区住民協議会規約の廃止)

東地区住民協議会規約は、廃止する。

別紙1 代議員の選出について

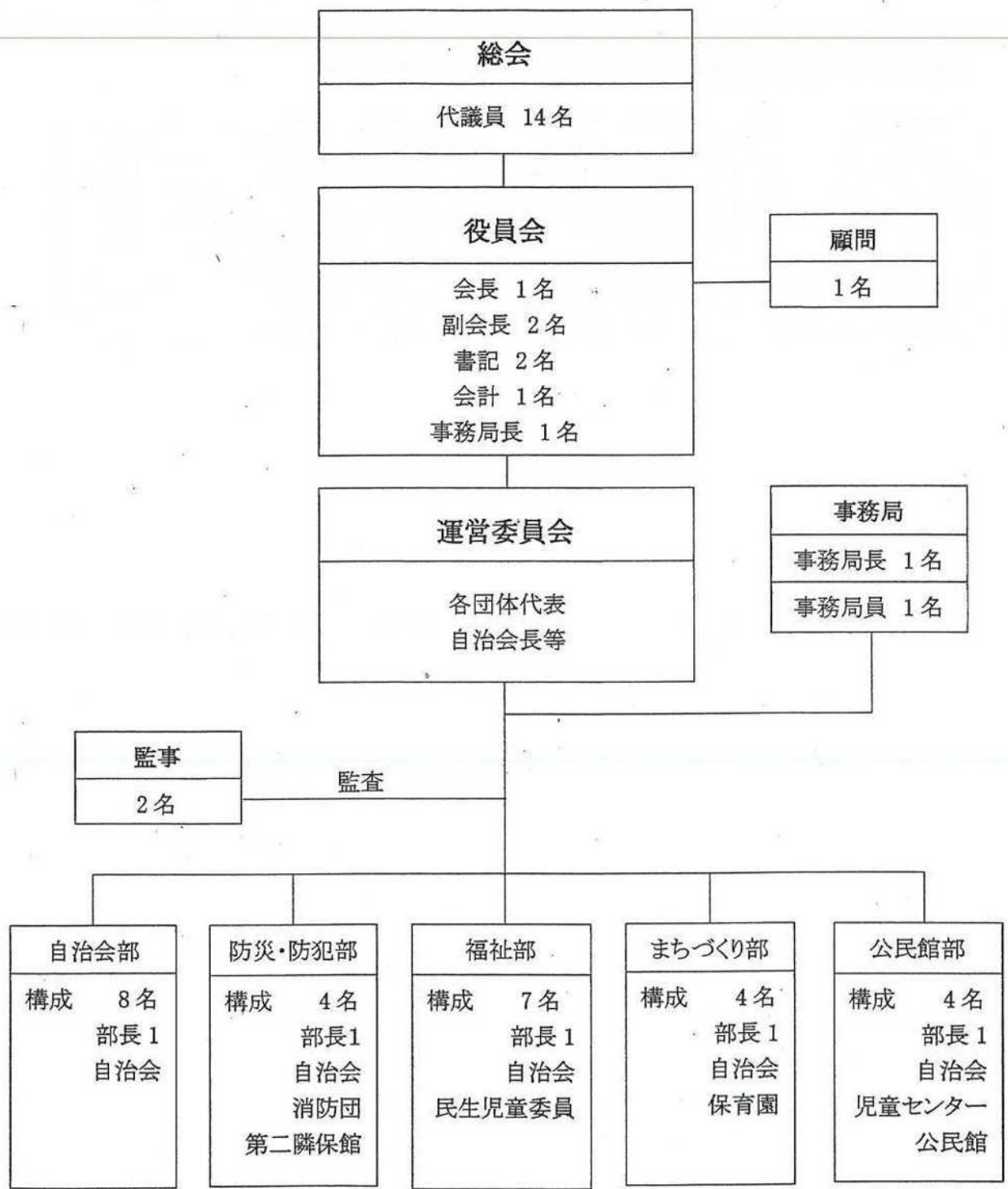
第14条第2項により選出する。

各種団体から選出の代議員（合計14名） ※運営委員を除く

団体名	代議員	団体名	代議員	団体名	代議員
東町自治会	1名	清生町第三自治会	1名	東保育園	1名
宮町自治会	1名	清生町第四自治会	1名	児童センター	1名
幸生町自治会	1名	寿自治会	1名	民生委員児童 委員協議会	1名
清生町第一自治会	1名	消防団東分団	1名	東公民館	1名
清生町第二自治会	1名	第二隣保館	1名	合計	14名

5/10
7/10

東住民自治協議会 組織図



東住民自治協議会会則（比較案）

改訂前（現行）	改訂後（新規約案）
<p>東地区住民協議会規約</p> <p>第1章 総則</p> <p>（名称）</p> <p>第1条 本会は、東地区住民協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行うことを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第5条 協議会は、第2条の目的を達するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 防災、防犯、交通安全等に関する事業</p> <p>(2) 福祉、健康づくり等に関する事業</p> <p>(3) 環境美化、環境保全等に関する事業</p> <p>(4) 住環境整備に関する事業</p> <p>(5) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業</p> <p>(6) 産業振興等に関する事業</p>	<p><u>東住民自治協議会会則</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>（名称）</p> <p>第1条 本会は、<u>東住民自治協議会</u>（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行い、<u>持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。</u></p> <p>（事業）</p> <p>第5条 協議会は、第2条の目的を達するために、次の事業を行う。</p> <p><u>(1) 基本協定に関する業務</u></p> <p><u>(2)</u> 防災、防犯、交通安全等に関する事業</p> <p><u>(3)</u> 福祉、健康づくり等に関する事業</p> <p><u>(4)</u> 環境美化、環境保全等に関する事業</p> <p><u>(5)</u> 住環境整備に関する事業</p> <p><u>(6)</u> 歴史、文化、伝統継承等に関する事業</p>

<p>(7) 地域住民の交流又は連帯に関する事業</p> <p>(8) 地区の団体育成に関する事業</p> <p>(9) 地域計画の策定に関する事業</p>	<p><u>(7)</u> 産業振興等に関する事業</p> <p><u>(8)</u> <u>生涯学習など公民館活動に関する事業</u></p> <p><u>(9)</u> <u>地区住民の交流又は連帯に関する事業</u></p>																								
<p>(10) その他地域づくりに関する事業</p> <p>(構成員)</p> <p>第6条 協議会の構成員は東地区に居住する住民及び東地区で活動する各種団体等とする。</p> <p>第2章 役員</p> <p>(役員の種類)</p> <p>第8条 協議会に、次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(2) 副会長</td><td>2名</td></tr> <tr><td>(3) 会計</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(4) 事務局長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(5) 監事</td><td>2名</td></tr> <tr><td>(6) 理事</td><td>若干名</td></tr> </table> <p>(役員職務)</p> <p>第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。</p> <p>(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>(3) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。</p> <p>(4) 事務局長は、住民協議会全体の事</p>	(1) 会長	1名	(2) 副会長	2名	(3) 会計	1名	(4) 事務局長	1名	(5) 監事	2名	(6) 理事	若干名	<p><u>(10)</u> 地区の団体育成に関する事業</p> <p><u>(11)</u> 地域計画の策定に関する事業</p> <p><u>(12)</u> その他地域づくりに関する事業</p> <p>(構成員)</p> <p>第6条 協議会の構成員は、東地区に居住する住民及び東地区で活動する<u>自治会をはじめとする各種団体等</u>とする。</p> <p>第2章 役員</p> <p>(役員の種類)</p> <p>第8条 協議会に、次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(2) 副会長</td><td>2名</td></tr> <tr><td><u>(3) 書記</u></td><td><u>2名</u></td></tr> <tr><td><u>(4) 会計</u></td><td><u>1名</u></td></tr> <tr><td><u>(5) 事務局長</u></td><td><u>1名</u></td></tr> <tr><td><u>(6) 監事</u></td><td><u>2名</u></td></tr> </table> <p>(役員職務)</p> <p>第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。</p> <p>(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する</p> <p><u>(3) 書記は、協議会の会務を記録する</u></p> <p><u>(4) 会計は、協議会の出納事務を処理</u></p>	(1) 会長	1名	(2) 副会長	2名	<u>(3) 書記</u>	<u>2名</u>	<u>(4) 会計</u>	<u>1名</u>	<u>(5) 事務局長</u>	<u>1名</u>	<u>(6) 監事</u>	<u>2名</u>
(1) 会長	1名																								
(2) 副会長	2名																								
(3) 会計	1名																								
(4) 事務局長	1名																								
(5) 監事	2名																								
(6) 理事	若干名																								
(1) 会長	1名																								
(2) 副会長	2名																								
<u>(3) 書記</u>	<u>2名</u>																								
<u>(4) 会計</u>	<u>1名</u>																								
<u>(5) 事務局長</u>	<u>1名</u>																								
<u>(6) 監事</u>	<u>2名</u>																								

<p>務を統括する。</p> <p>(5) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。</p> <p>(6) 理事は、役員会に出席して意見を述べる。</p>	<p>し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する</p> <p><u>(5) 事務局長は、協議会全体の事務を統括する</u></p> <p><u>(6) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する</u></p>
<p>第3章 総会</p>	<p>第3章 総会</p>
	<p>(総会の書面決議)</p> <p><u>第20条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。</u></p>
<p>(総会の審議事項)</p> <p>第20条 総会は、次の事項を審議し決定をする。</p> <p>(1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。</p> <p>(2) 規約の改廃の決定に関すること。</p> <p>(3) 役員決定に関すること。</p> <p>(4) その他必要と思われる事項に関すること。</p>	<p>(総会の審議事項)</p> <p><u>第21条 総会は、次の事項を審議し決定をする。</u></p> <p>(1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること</p> <p>(2) <u>会則の改廃の決定に関すること</u></p> <p><u>(3) 地域計画の策定に関すること</u></p> <p><u>(4) 役員決定に関すること</u></p> <p><u>(5) その他必要と思われる事項に関すること</u></p>
<p>(総会の公開)</p> <p>第21条</p> <p>2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しない。</p>	<p>(総会の公開)</p> <p>第22条</p> <p>2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、<u>意見等を発言することができる。</u></p>

<p>第4章 役員会</p> <p>(役員会の構成)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(役員会の招集)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(役員会の審議事項)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>第4章 役員会</p> <p>(役員会の構成)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(役員会の招集)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>(役員会の審議事項)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p>
<p>第5章 運営委員会</p> <p>(運営委員会の構成)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(運営委員会の招集と議長)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(運営委員会の役割)</p> <p>第27条 (略)</p>	<p>第5章 運営委員会</p> <p>(運営委員会の構成)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p>(運営委員会の招集と議長)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>(運営委員会の役割)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p>
<p>第6章 部会</p> <p>(部会の構成)</p> <p>第28条 協議会に、次の部会を置く。 また、運営委員会より推薦された者で構成する。</p> <p>(1) 地区住民の安心、安全に関する部会</p> <p>(2) 地区住民の健康、福祉に関する部会</p> <p>(3) 地区住民の交流、連帯に関する部会</p>	<p>第6章 部会</p> <p>(部会の構成)</p> <p><u>第29条</u> 協議会に、次の部会を置く。 また、運営委員会より推薦された者で構成する。</p> <p>(1) <u>地区の単位自治会長等で構成される部会</u></p> <p>(2) <u>地区住民の安心、安全に関する部会</u></p> <p>(3) <u>地区住民の健康、福祉に関する部会</u></p> <p>(4) <u>地区住民の交流、連帯に関する部会</u></p> <p>(5) <u>地区の公民館活動に関する部会</u></p>

<p>(部会の役割)</p> <p>第 29 条</p> <p>2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。</p> <p>(1) 各部会の事業計画及び予算に関すること。</p> <p>(2) 各部会の実績報告及び決算に関すること。</p> <p>(3) その他部会運営等に関すること。</p>	<p>(部会の役割)</p> <p><u>第 30 条</u></p> <p>2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。</p> <p>(1) 各部会の事業計画及び予算に関すること</p> <p>(2) 各部会の実績報告及び決算に関すること</p> <p><u>(3) 自治会部会は、基本協定に関すること</u></p> <p><u>(4) その他部会運営等に関すること</u></p>
<p>第 7 章 会計及び監査</p> <p>(経費)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>(会計年度)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>(会計帳簿の整備)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>(監査)</p> <p>第 33 条 (略)</p>	<p>第 7 章 会計及び監査</p> <p>(経費)</p> <p><u>第 31 条</u> (略)</p> <p>(会計年度)</p> <p><u>第 32 条</u> (略)</p> <p>(会計帳簿の整備)</p> <p><u>第 33 条</u> (略)</p> <p>(監査)</p> <p><u>第 34 条</u> (略)</p>
<p>第 8 章 その他</p> <p>(委任)</p> <p>第 34 条 (略)</p>	<p>第 8 章 その他</p> <p><u>(役員報酬等)</u></p> <p><u>第 35 条 協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については、別に定めるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第 36 条</u> (略)</p>

	<p>附 則 <u>(施行期日)</u> <u>この会則は、令和3年5月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</u></p>
	<p><u>(権利等の継承)</u> <u>東地区住民協議会に係る一切の権利、財産は、東住民自治協議会が継承するものとする。</u></p> <p><u>(東地区住民協議会規約の廃止)</u> <u>東地区住民協議会規約は、廃止する。</u></p>

資料1

東地区住民協議会から東住民自治協議会へ主な継承財産

R3.4.1

財産名		数量等	備考
普通預金	1,169,676円	659,835 円	松阪市への返還金
		509,841 円	令和2年度から令和3年度への繰越金
備 品	1 パソコン	1 台	東地区市民センター内に保管(使用不可)
	2 無線ルーター	1 台	東地区市民センター内に保管
	3 わなげセット①	1 組	東地区市民センター内に保管
	4 わなげセット②	1 組	東地区市民センター内に保管
	5 加湿器	1 台	東地区市民センター内に保管
	6 CDラジカセ	1 台	東地区市民センター内に保管
	7 かんたんテント3	大1、小1 張	東住協倉庫(第二隣保館敷地内)に保管
	8 パイプテント	1 張	東住協倉庫(第二隣保館敷地内)に保管
	9 自転車	1 台	東地区市民センター内に保管
	10 エネポ(ガス発電機)	1 台	東地区市民センター内に保管
	11 車いす	1 台	東地区市民センター内に保管
	12 歩行車	6 台	東地区市民センター内に保管
	13 パイプテント	1 張	東住協倉庫(第二隣保館敷地内)に保管
	14 わた菓子機	1 台	東地区市民センター内に保管
	15 ラミネーター	1 台	東地区市民センター内に保管
	16 プリンタ複合機	1 台	東地区市民センター内に保管
	17 デジタルカメラ	1 台	東地区市民センター内に保管
	18 パソコン	1 台	東地区市民センター内に保管
	19 紅白玉入れ台	1 組	東住協倉庫(第二隣保館敷地内)に保管
	20 ワイヤレスアンプ	1 台	東地区市民センター内に保管
	21 ターゲットゲーム	1 台	東住協倉庫(第二隣保館敷地内)に保管
	22 ワンパーソンズテント	2 台	東地区市民センター内に保管
	23 紅白玉入れ台	1 組	東地区市民センター内に保管
	24 パソコン	1 台	東地区市民センター内に保管
	25 プリンター	1 台	東地区市民センター内に保管
	26 炊飯ジャー	2 台	東地区市民センター内に保管
	27 スープジャー	2 台	東地区市民センター内に保管
	28 ノートブックパソコン	1 台	東地区市民センター内に保管
	29 ボッチャボールセット	2 組	東地区市民センター内に保管
	30 ガスコンロ	1 台	東地区市民センター内に保管
	31 ポータブル翻訳機	1 台	東地区市民センター内に保管
	32 角印	1 本	東地区市民センター内に保管
	33 ビジネスプロジェクター	1 台	東地区市民センター内に保管
	34 プロジェクタースクリーン	1 台	東地区市民センター内に保管
	35 ポータブル翻訳機	2 台	東地区市民センター内に保管

第4号議案

東住民自治協議会 令和3年度 役員

【敬称略】

	役職・部会	名前	選出団体
役員	会 長	松井 彰	東町自治会
	副 会 長	堀口 次郎	清生町第二自治会
		吉村 四郎	清生町第四自治会
	書 記	宮崎 逸次	幸生町自治会
		川口 包代	清生町第三自治会
	会 計	赤羽 隆	寿自治会
	事務局長	山野 均	清生町第一自治会
	監 事	宮本 玲之	清生町第四自治会
		川村 明子	寿自治会

東住民自治協議会 令和3年度 顧問

【敬称略】

役職	名前	選出団体
顧 問	堀口 信男	宮町自治会

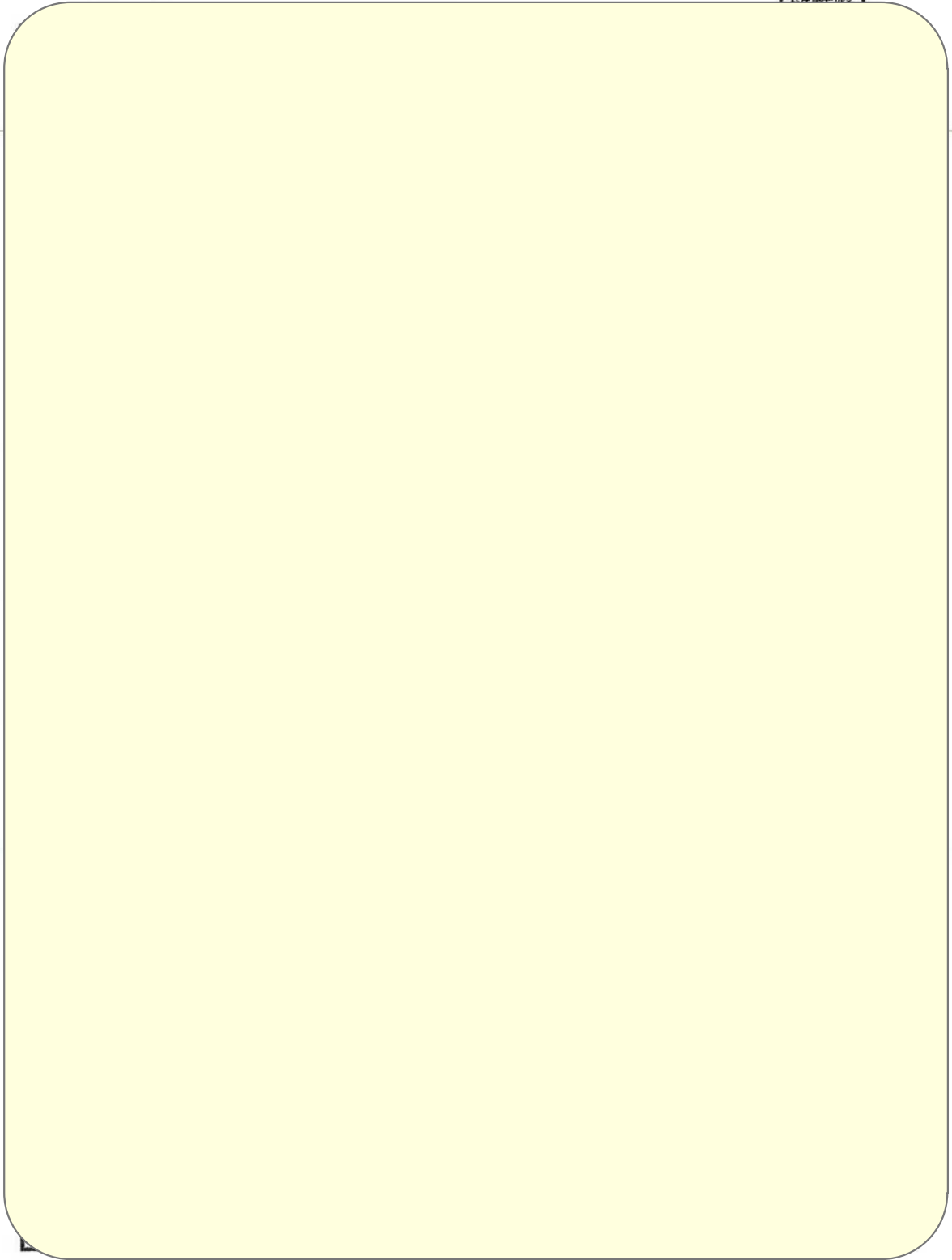
東住民自治協議会 令和3年度 部員

【敬称略】

部 会	自治会部 【部長】	堀口 信男	宮町自治会
		松井 彰	東町自治会
		宮崎 逸次	幸生町自治会
		山野 均	清生町第一自治会
		堀口 次郎	清生町第二自治会
		川口 包代	清生町第三自治会
		吉村 四郎	清生町第四自治会
		赤羽 隆	寿自治会
	防災・防犯部 【部長】	吉村 四郎	清生町第四自治会
		川口 包代	清生町第三自治会
		中林 昌和	消防団東分団
		中井 和史	第二隣保館
	福祉部 【部長】	山野 均	清生町第一自治会
		赤羽 隆	寿自治会
		西村三十六	東町自治会
		池田 久子	東町自治会
		田中 覚	宮町自治会
		西出 丹美	清生町第四自治会
		西井 順子	民生児童委員
	まちづくり部 【部長】	堀口 次郎	清生町第二自治会
		小林真佐美	清生町第一自治会
		松林 佳明	幸生町自治会
		萩野 真理	東保育園
	公民館部 【部長】	松井 彰	東公民館
		山田 勝彦	清生町第二自治会
		前田 俊雄	寿自治会
		小筆 邦昭	児童センター

令和3年度 運営委員・代議員

【表紙】



東地区の課題	東地区の目指す姿	具体的計画の例
<p><自治会関係> これまで、自治会の存在は住民によく知られてきたが、(旧)住民協議会のことは、その名称も役割もあまり周知されていなかった。 また、地域内を見渡すと、掲示板が古く掲示物が見えづらかったり街灯が暗かったりする箇所がある。 草が茂っていたりごみが落ちていたりする所もある 一方、外国籍の人が増え言葉が通じないことから、自治会の連絡やゴミ出しのルールが理解してもらえず、自治会運営がスムーズにできてない場合がある。</p>	<p>1. 環境整備に取り組むまち ①住民自治協議会の存在が住民に周知されている。 ②地域内の夜道が明るく安心で、掲示板が整備されていて見やすい。 ③草やごみがなくすっきりしている。 ④外国籍の人とも簡単な意思疎通をする手段がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎PRチラシ等の配布 ◎防犯灯・掲示板整備助成 ◎町内美化活動助成 ◎ごみ拾い活動 ◎外国語翻訳機貸与事業
<p><防災・防犯関係> 南海トラフ地震の発生率が高まっており、家具や家屋等の転倒・倒壊の下敷きになる恐れや、伊勢湾からの津波被害に遭う恐れがある。 また、台風・大雨時には愛宕川や名古屋須川の水位の上昇が早く氾濫の危険性もある。 一方がこれらの災害により、避難生活が始まった場合、簡易トイレなど防災用品に慣れずストレスを抱えることが考えられる。 一方、普段の家庭生活でも、消火器が使えず消火に不安を抱えている人がいる。 さらに、詐欺や空き巣等日常生活を脅かす手口は年々巧妙化しており、高齢者でなくとも被害に遭う心配がある。</p>	<p>2. 防災・防犯に取り組むまち ①住民ひとりひとりが、避難ルートや避難所を知っていて行動できる。 ②住民が、災害時に自分の身を守るための備えについて知っている。 ③住民が、災害時に自分以外の人を救助する方法を知っている。 ④住民が、避難生活時の防災用品や日常生活での消火器の使い方を知っている。 ⑤住民が、詐欺・空き巣等に遭わないような手立てを知っていて被害を回避できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎避難訓練 ◎防災勉強会 ◎防災用品・消火器等の使い方訓練 ◎詐欺・空き巣等への対策勉強会

東地区の課題	東地区の目指す姿	具体的計画の例
<p><福祉関係></p> <p>地域内では、高齢者のみの世帯が増え、買い物や病院行きなどの交通手段がなかったり、足腰が悪く行事に参加できない人がいる。何より安否が心配される。</p> <p>一方、14歳以下の人口が65歳以上の人口の3分の1以下という自治会が増えてきており若い世代が非常に少なくなっている。</p> <p>次代を担う若い世代を大切に守り育てていくのは、地域の急務である。</p>	<p>3. <u>誰もが安心して暮らせるまち</u></p> <p>①長寿を地域で祝う。 ②認知症になっても自分の住んでいる地域で安心して暮らせる。 ③隣近所で日頃から声をかけあい、安否を気遣いあう。 ④地域全体で子ども達の安全を見守る。 ⑤地域に子ども達の居場所がある。 ⑥地域でささやかながらも子育てを支援し、子ども達の成長を温かく見守る。</p>	<p>◎敬老会</p> <p>◎高齢者安心見守り隊</p> <p>◎子ども見守り隊</p> <p>◎ふれあい広場・ほほえみ広場</p> <p>◎新入学児童への記念品の贈呈</p>
<p><まちづくり関係></p> <p>年々地域行事への参加者が減り、交流がますます地域が寂しくなっている。</p> <p>また、若い世代の参加も少なく、地域行事の存続や地域の絆、将来が懸念される。</p>	<p>4. <u>地域のみみんなと交流できるまち</u></p> <p>①季節に応じて地域の人が楽しく交流できる。 ②外国籍の子ども達も日本での暮らしを楽しむ。</p>	<p>◎夏(秋)まつり</p> <p>◎ポッチャ大会</p> <p>◎クリスマス会</p>
<p><公民館関係></p> <p>公民館利用者は年々減少し、しかも高齢化している。</p> <p>多様な学習機能を備えたICT機器を使いこなす一人ひとりで場所を選ばず学習できる若い世代がいる一方で、日常生活へ浸透してきた便利なICT機器を使いこなせずにいる中高年層もいる。</p> <p>また、外国人、LGBT、同和、障がいなど現代の世の中は多様な人権について学ねばならなくなっている。</p> <p>時代の流れに沿って求められる価値、時代は変わっても変わらない価値の両方を追求しながら、人と集い学びあうことで感じられる楽しさや喜びがあることを、若い世代に伝えていく必要がある。</p>	<p>5. <u>生涯を通じて学べるまち</u></p> <p>①実生活に即したことが学べる。 ②講座や講演、展示会等により教養や文化が深められる。 ③手先や指先を使った作品作りをしたりその作品を飾ったりして、生活に彩りを添えたり他の人と交流したりできる。 ④健康や福祉に関する知識が得られ、自ら健康や生活に気を付けて生き生きと暮らせる。 ⑤体育やレクリエーション等が体験できて楽しめる。 ⑥多様な人権について学ぶ機会がある。</p>	<p>◎パソコン教室</p> <p>◎文化祭</p> <p>◎新春茶話会・ゲストショー</p> <p>◎手芸教室</p> <p>◎絵手紙教室</p> <p>◎創作教室</p> <p>◎おひさまくらぶ</p> <p>◎健康講座</p> <p>◎福祉バスツアー</p> <p>◎親子太極拳教室</p> <p>◎人権落語</p>

第6号議案

東地区住民協議会

令和3年度 事業計画



担当	事業番号	事業名	内容	実施時期
自治会部	1	東住民自治協議会の周知活動	周知用チラシを発行する。	随時
	2	防犯灯・掲示板整備助成	自治会の管理する防犯灯・掲示板の整備費用の補助をする。	11月末日迄に申請
	3	町内美化活動助成	自治会の区域内の草刈り時の費用の補助をする。	11月末日迄に申請
	4	ごみ拾い活動	自治会ごとにごみ拾いを行う。 (久保中地区健全育成会の活動日に合わせて実施)	8月
	5	外国語翻訳機貸与	自治会等へ外国語翻訳機を貸与する。	通年
防災・防犯部	6	防災勉強会①②	防災勉強会① (自分自身を守る方法) 防災勉強会② (自分以外の人を助ける方法)	7月・12月
	7	防災用品・消火器等の使い方訓練	防災用品と消火器の使い方を学ぶ。	10月
	8	防災訓練	★第二隣保館にて 東地区全体の防災訓練を行う。 (起震車・煙トンネル・AED 消火器使用法・心臓マッサージ等)	3月
福祉部	9	新入学児童への記念品贈呈	東地区の新小学一年生へお祝として文房具等記念品を贈呈。	4月
	10	東地区ふれあい広場	★第二隣保館にて 第三土曜日(基本)のお昼、子ども達にカレー昼食をふるまい食後に交流ゲーム等をする。	6月・10月・12月・2月
	11	東地区ほほえみ広場	寿教育集会所活動に参加した子ども達にカレー夕食をふるまい食後に交流ゲームをする。	9月・11月・1月
	12	子ども見守り隊	下校時の子ども達の安全を見守る。	毎月1回水曜日 (4・5・8月除く)
	13	敬老会	長寿を祝い記念品を贈る。	10月
	14	高齢者安心見守り隊	認知症の方への対応方法を学ぶ。	11月
まちづくり部	15	秋まつり	★第二隣保館にて ゲームや抽選会などでの住民の交流。 運営側に子ども達を加え、若い世代の育成を図る。	9月
	16	クリスマス会	外国籍の方も含む親子での簡単なスイーツ作りや合唱等の鑑賞を通じた交流を図る。	12月
	17	ポッチャ大会	*第二隣保館と共催 老若男女ができる軽スポーツで楽しく地域交流を図る。	3月

公民館部	18	おひさまくらぶ	毎月第三火曜日に健康や暮らしに役立つ講座を実施。	毎月3回火曜日 (4・5・6除く)
	19	健康講話	医師を招き健康について語ってもらう。	6月
	20	親子太極拳教室 ★第二隣保館にて	親子で太極拳の体験を楽しむ。	6月
	21	手芸教室<エコクラフト>	暮らしに役立つ物を作って楽しむ。	7月
	22	パソコン教室<初級講座>*第二隣保館と共催	簡単なエクセル講座で学ぶ。	8月・1月
	23	文化祭 *第二隣保館と共催	地域の作品鑑賞と交流の場	11月
	24	絵手紙教室	絵手紙を描いて楽しむ。地域の高齢者への年賀状も作成。	11月
	25	新春茶話会・ゲストショー	抹茶を味わいゲストショーを観てみんなで新春を楽しむ。	1月
	26	人権落語 *第二隣保館と共催	落語を聴いて楽しみながら人権への思いを深める。	2月
	27	福祉バスツアー	福祉施設の訪問と早春の自然鑑賞。住民同士の親睦と交流。	2月
	28	創作教室<バルーンアート>	季節や干支にちなんだバルーン作りをし、作品を出品する喜びを感じる。	3月

※事業番号1～5は東地区地域計画の「1環境整備に取り組むまち」に該当

※事業番号6～8は東地区地域計画の「2防災・防犯に取り組むまち」に該当

※事業番号9～14は東地区地域計画の「3誰もが安心して暮らせるまち」に該当

※事業番号15～17は東地区地域計画の「4地域の人々と交流できるまち」に該当

※事業番号18～28は東地区地域計画の「5生涯を通じて学べるまち」に該当

◎事務事業

担当	事業番号	事業名	内容	実施日
事務局	29	おひさまたよりの発行	暮らしに役立つ情報等掲載	随時
	30	黄色いレシートキャンペーン参加	黄色いレシート投函額の約1%相当額を品物に交換。自己資金の獲得。	通年

◎事務局

担当	事業番号	事業名	内容	実施日
事務局	31	一般	会議開催の事務や庶務会計事務	随時
	32	人件	事務局員の給料支払い事務	通年

第7号議案

令和3年度 収 支 予 算 書

協議会名

東地区住民協議会

収 入

科 目	予算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
住民自治協議会活動交付金	1,896,000	住民自治協議会連合会より
社協地域福祉活動推進助成金	491,720	上半期助成90,000円、歳末たすけあい助成50,000円、小地域助成315,000円、小地域団体助成36,720円
住民自治協議会連合会補助金	22,200	66,600円を3地区(神戸・徳和・東)で均等に分配
参加費	33,000	手芸教室2,000円、絵手紙教室1,000円 創作教室2,000円 バスツアー28,000円
協賛金	0	東地区8自治会分
繰越金	509,841	令和2年度繰越金(令和2年度協賛金分102,466円、その他繰越金407,375円)
雑収入	0	
収入合計	2,952,761	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	内住民自治協議 会活動交付金額	事業 番号	(小分類) 事 業 名
自治会部	4,000	4,000	1	東住民自治協議会の周知活動
	160,000	160,000	2	防犯灯・掲示板整備助成
	80,000	80,000	3	町内美化活動助成
	10,000	10,000	4	ごみ拾い活動
	20,000	20,000	5	外国語翻訳機貸与
(小計)	274,000	274,000		
防災・防犯部	7,000	7,000	6	防災勉強会①②
	84,000	84,000	7	防災用品・消火器等の使い方訓練
	242,000	62,000	8	防災訓練
(小計)	333,000	153,000		
福祉部	25,000	25,000	9	小学校入学児童への記念品贈呈
	116,000	6,000	10	東地区ふれあい広場
	92,000	2,000	11	東地区ほほえみ広場
	15,000	15,000	12	子ども見守り隊
	377,000	227,000	13	敬老会
	13,000	3,000	14	高齢者安心見守り隊
(小計)	638,000	278,000		
まちづくり 部	420,920	237,000	15	秋まつり
	37,600	17,600	16	クリスマス会
	49,000	39,000	17	ポッチャ大会
(小計)	507,520	293,600		
公民館部	39,466	17,000	18	おひさまくらぶ
	10,000	5,000	19	健康講座
	4,000	4,000	20	親子太極拳教室
	10,200	8,200	21	手芸教室<エコクラフト>
	6,000	6,000	22	パソコン教室<初級講座>
	91,000	11,000	23	文化祭
	24,200	23,200	24	絵手紙教室
	40,000	10,000	25	新春茶話会・ゲストショー
	5,000	5,000	26	人権落語
	77,000	29,000	27	福祉バスツアー
	12,000	10,000	28	創作教室<バルーンアート>
	(小計)	318,866	128,400	
事務事業	10,000	5,000	29	おひさまたより発行
	1,000	1,000	30	黄色いレシートキャンペーン参加
(小計)	11,000	6,000		
事務局費	270,375	163,000	31	一般費
	600,000	600,000	32	人件費
(小計)	870,375	763,000		
支出合計	2,952,761	1,896,000		

防犯灯・掲示板整備助成事業 要綱

1. 定義 この事業での防犯灯及び掲示板（以下「防犯灯等」という。）とは、自治会が管理する屋外灯及び掲示板をいう。
2. 目的 防犯灯等の新設及び取り替えに要する経費の一部を住民自治協議会（以下「協議会」という。）が助成することで、防犯や環境整備に役立て、安全で安心なまちづくりを推進する。
3. 対象 防犯灯等の新設及び既存物の取り替え（補修を含む）
4. 管理 この事業により設置した防犯灯等の維持管理に関する一切のことは、当該自治会が行う。
5. 助成額 必要経費の2分の1
ただし、1自治会当たり20,000円を上限とする。
6. 財源 住民自治協議会活動交付金を充てる。
7. 手続
 - (1) 助成を希望する自治会は、数量と場所を示した書面を定められた期限までに協議会へ提出する。
 - (2) 業者の選定及び発注は自治会が行う。
 - (3) 自治会は、設置箇所の施工前後の写真と領収書の写しを協議会に提出し、助成金を請求する。
 - (4) 協議会は助成金を自治会へ支払う。
8. 助成申請期限 11月末日

町内美化活動助成事業 要綱

1. 定 義 この事業での町内美化活動とは、自治会の管理区域内での除草、ごみ拾い、枝払い作業をいう。
2. 目 的 町内美化活動の経費の一部を住民自治協議会（以下「協議会」という。）が助成することで、美しい街並み景観維持を推進する。
3. 対 象 除草、ごみ拾い、枝払いにかかる薬剤・ごみ袋・軍手・ひばさみ・草刈り機の刃等消耗品の購入費用。
4. 管 理 この事業により美化した区域の管理に関する一切のことは、当該自治会が行う。
5. 助成額 1自治会当たり 10,000 円を上限とする。
6. 財 源 住民自治協議会活動交付金を充てる。
7. 手 続 (1) 消耗品類の購入及び作業は自治会において行う。
(2) 自治会は、活動箇所の活動前後の写真と地図と領収書の写しを定められた期限までに協議会に提出し、助成金を請求する。
(3) 協議会は助成金を自治会へ支払う。
8. 助成申請期限 11 月末日

外国語翻訳機貸与要綱

(趣旨)

第1条 松阪市東地区内においては、外国人の住民が増加し意思疎通が不十分なことから、自治会の運営や住民の日常生活に支障をきたすことがあった。外国語翻訳機が普及し、その機械で意思疎通が改善されることが想定されるため、東住民自治協議会から貸与することとし、その貸与についてはこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱での外国語翻訳機とは、東住民自治協議会が購入し貸与する機械のこととする。

(貸与対象者)

第3条 貸与対象者は、原則として松阪市東地区に属する自治会長およびその町内会長とする。ただし、東住民自治協議会会長が許可する場合はこの限りでない。

(管理)

第4条 東住民自治協議会が管理するものとする。

(貸与の手続き)

第5条 借用希望者は、東住民自治協議会に申し出をし、当協議会が貸与可能と判断した場合、同協議会に備え付けの「外国語翻訳機借用簿」に住所・氏名・連絡先・借用期間を記入する。同協議会は、記載内容を確認し承認した場合、貸与するものとする。

(賃借料と貸与期間)

第6条 賃借料は無料とし、貸与期間については最大3ヵ月間とする。ただし、貸与期間の更新は妨げないものとする。

(使用者)

第7条 使用者は、外国語翻訳機借用簿に記入された者もしくは借用者と同席の者のみとする。ただし、事件・事故など緊急時においてはその限りでない。

(返却)

第8条 借用者が東住民自治協議会に直接返却する。同協議会は機械の状態を借用者の前で確認することとする。

(損害賠償)

第9条 借用者が起因とする破損・汚損が認められた場合は、借用者の責において修繕することとする。ただし、一般的な使用における破損・汚損と東住民自治協議会が判断した場合は、同協議会において修繕する。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年度 東地区ふれあい広場 開催要綱

1. 目的 昨今、学校や地域で問題視されている「貧困」という問題を抱えている子どもや、親が働いていて家族と食事がとれない、あるいは一人っ子なのでたまには大勢でにぎやかに食べたいという子ども達が、気楽に集まれる場所として「東地区ふれあい広場」を開催する。
2. 主催 東住民自治協議会
3. 協力 民生委員児童委員、松阪市社会福祉協議会
4. 開催日時 令和3年4月～令和4年3月 基本夏季を避けて隔月開催。
及び会場 ただし困難な場合は協議する。
第二隣保館 (松阪市東町15-2)
午後0時～午後2時(基本土曜授業の日。ただし困難な場合は協議する)
5. 対象者 原則として東地区在住の小中学生、未就学児とその保護者
ふれあい広場支援者
6. 参加費 子どもは無料
保護者、その他の大人の方は協力金(100円以上)をお願いする。
7. メニュー カレーライス、デザート(ゼリーや果物、乳飲料など)
8. 費用 松阪市社会福祉協議会 助成金 等
9. その他
 - 児童生徒へのアレルギー疾患対応について
 - ・事前にメニューを周知する。
 - ・使用材料名を表記する。
 - 周知方法について
 - ・児童には、チラシで周知する。(A4版 参加申込つき)
 - ・生徒には、ポスターで周知する。(A3版)

令和3年度 東地区ほほえみ広場 開催要綱

1. 目的 東地区の小学校では、以前から放課後や長期休暇中に行われてきた教育集会所活動に参加する子どもたちに食事を提供することで、人とのつながりの温かさを感じてもらい、居場所づくりや更なる学習意欲の向上の一助けとなるよう支援する。
2. 主催 東住民自治協議会
3. 協力 民生委員児童委員、松阪市社会福祉協議会、等
4. 開催日時 令和3年4月～令和4年3月 基本夏季を避けて隔月開催。
及び会場 ただし困難な場合は協議する。
寿教育集会所 (松阪市清生町491)
午後5時～午後6時30分 (教育集会所活動終了後)
5. 対象者 原則として第二小学校の寿教育集会所活動参加の子どもと大人。
6. 参加費 子どもは無料
保護者、その他の大人の方は協力金(100円以上)をお願いする。
7. メニュー カレーライス、デザート(ゼリーや果物、乳飲料など)
8. 費用 松阪市社会福祉協議会 助成金
9. 期待される効果
 - 子どもと大人と一緒に食卓を囲み、時間を共有することで地域のつながりづくりの場とする。
 - 子どもの貧困、孤立防止対策、ネットワークの事業(埋もれている地域問題の発見)
10. その他
 - 児童のアレルギー疾患対応について
 - ・事前にメニューを周知する。
 - 周知方法について
 - ・第二小学校発行の教育集会所活動のチラシに掲載してもらう。

東住民自治協議会費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東住民自治協議会（以下「協議会」という。）の活動に係る費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(車賃)

第2条 私有自動車を使用した場合、東住民自治協議会（東地区市民センター内）より往復4キロメートル以遠の地域を対象とし、1キロメートル当たり30円を支払う。車賃は、全路程を通算して計算し、1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(鉄道賃等)

第3条 公共交通機関を使用した場合、距離数に関係なく、実費を支払う。ただし、タクシーは除く。

(器具の提供)

第4条 行事準備等で草刈り機を提供した場合、替え刃1枚を支給する。

(日当)

第5条 日当は支給しない

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、運営委員会で定める。

附則

1 この規程は令和3年5月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

○松阪市地域づくり組織条例

令和2年12月23日条例第55号

松阪市地域づくり組織条例

これまで地域においては、地域課題の解決を中心とした様々な地域づくり活動が自主的に行われてきました。人口減少や少子高齢化など社会情勢が変化していく中、地域には多種多様な課題が生じてきており、地域が主体となった活動の活性化は住民生活にとって必要不可欠なものとなっています。

私たちは、しっかりと課題に向き合い、互いを尊重し合い、理解と信頼のもとで協力して、解決に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

地域と松阪市の役割を明らかにし、住民自治の発展と、誰もが安心して心豊かに暮らせる未来を目指し、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的に地域づくりを行うため、松阪市（以下「市」という。）と地域づくり組織との間の基本的な関係を明らかにし、必要な事項を定めることにより、地域づくり組織の民主的かつ効果的な活動の確保を図り、もって持続的な協働の地域づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり 地域をより良くしていくため、住民が主体となって課題解決などに取り組むことをいう。
- (2) 住民自治協議会 地域づくりを行うため、地域住民により設立された組織で、第3条第1項の規定により市長が認定したものをいう。
- (3) 連合会 住民自治協議会が第4条の規定により設置する松阪市住民自治協議会連合会をいう。
- (4) 地域づくり組織 住民自治協議会及び連合会をいう。
- (5) 協働 それぞれの役割や立場を理解、尊重し合い、互いに連携、協力して行う活動をいう。
- (6) 地域計画 地域の現状や将来を考え、住民自治協議会が地域の課題解決などに取り組むための基本となる計画をいう。
- (7) 基本協定 市と地域づくり組織が協働して地域づくりに取り組むため、必要な事項を定めたものをいう。

(住民自治協議会の認定要件等)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも適合していると認められる団体を、地域づくりの主たる担い手となる住民自治協議会として認定する。

- (1) おおむね小学校区の範囲を区域と定めていること。ただし、他の住民自治協議会の区域に属する区域を範囲としてはならない。
- (2) 住民自治協議会の名称、目的、区域、事務所の所在地、事業、役員、会議等必要とする規定を会則等として定めていること。

(3) その区域に居住する個人及びその区域で活動する自治会その他団体等で構成すること。

(4) 自由な意見交換ができる民主的な運営が可能であると認められること。

2 市長は、認定した住民自治協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の認定を取り消すことができる。

(1) 前項各号の規定に該当しなくなると認められるとき。

(2) 住民自治協議会の再編、統合に伴い解散するとき。

(3) その他住民自治協議会として適当でないとき。

(連合会の設置)

第4条 住民自治協議会は、全ての住民自治協議会で組織する連合会を設置するものとする。

(住民自治協議会の役割)

第5条 住民自治協議会は、地域に愛着を持ち、地域課題について地域でできることを主体的に考え、その解決への取り組みを地域計画として策定し、積極的に推進するものとする。

2 住民自治協議会は、地域活動の質を高め、地域づくりの担い手の発掘や人材の育成を進め、継続して地域づくりの推進に努めるものとする。

3 住民自治協議会は、基本協定を遵守し、地域づくりの推進に努めるものとする。

(連合会の役割)

第6条 連合会は、住民自治協議会相互及び市との連絡調整及び情報の共有を図ることで、自律的な地域づくりの推進と住みよい地域社会の実現に向け、住民自治協議会を支援するものとする。

2 連合会は、全ての住民自治協議会を代表し、市と基本協定を締結するものとする。

(市の役割)

第7条 市は、地域づくりの推進に関して、地域づくり組織との間で適切に役割分担を図るとともに必要な施策を講ずるものとする。

2 市は地域づくりに関し必要な情報については、地域づくり組織との情報共有に努めるものとする。

3 市は、住民自治協議会の活動及び連合会の運営に関し、財政支援等必要な支援措置を講ずるものとする。

(禁止事項)

第8条 住民自治協議会は、次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

(3) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(4) その他市長が不相当と認めるもの

（委任）

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に廃止前の松阪市住民協議会条例（平成28年松阪市条例第2号）第2条第1項の規定による住民協議会の認定を受けている団体は、第3条の規定による住民自治協議会の認定を受けるまでの間、当該規定による認定を受けたものとみなす。

（松阪市住民協議会条例の廃止）

3 松阪市住民協議会条例は、廃止する。

地域づくりに関する基本協定書

松阪市(以下「甲」という。)と松阪市住民自治協議会連合会(以下「乙」という。)は、松阪市地域づくり組織条例(令和2年松阪市条例第55号。以下「条例」という。)第6条2項に基づき、次のとおり「地域づくりに関する基本協定」(以下「協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、条例に基づき、甲が乙及び住民自治協議会(以下「協議会」という。)に対して行う支援及び地域を取り巻く様々な課題解決に取り組む業務及び事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 乙及び協議会が協定により協働の地域づくりの中で取り組む業務は、自治会がこれまで担ってきた業務を基本とし、市域において統一して実施する必要がある業務のうち、行政が行うよりも効率的かつ効果的な業務とする。

2 前項に規定する業務の内容は、別記のとおりとする。

3 別記に定めるもののほか、地域課題の解決に必要な業務が生じた場合は、甲乙協議のうえ、対応するものとする。

(事業)

第3条 協議会が取り組む事業は、地域課題の解決や地域の特性を生かして自ら定めた地域計画に基づき実施する事業とする。

(甲の役割)

第4条 甲は、第5条及び第6条に規定する乙及び協議会が実施する業務及び事業に対し、条例第7条3項の規定による必要な支援として、交付金等を包括し、予算の範囲内で乙に交付するものとする。

(乙の役割)

第5条 乙は、第2条及び第3条に規定する業務及び事業に対し、前条により交付される交付金等の受入れ及び配分等の事務を行うとともに甲及び協議会の間相互の連絡調整を行うものとする。

(協議会の役割)

第6条 協議会は、第2条に規定する業務について、甲及び乙との協働により実施するものとする。

2 協議会は、前項のほか、第3条に規定する事業を主体的に実施するものとする。

(情報交換及び協議)

第7条 甲、乙及び協議会は、第2条及び3条で規定する業務及び事業を円滑に進めるとともに、それぞれの役割を果たすために必要な情報共有及び協議の場を設けるものとする。

(情報管理)

第8条 甲、乙及び協議会は、協定に基づく活動において知り得た情報を他の目的に使用してはならない。ただし、相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙及び協議会は、協定に基づく活動において知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故防止など、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(有効期間)

第9条 協定の有効期間は 協定書締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日前の1箇月までに甲乙双方から異議の申し出がないときは、更に1年間延長したものとみなし、その後においてもまた同様とする。

(疑義の決定)

第10条 本協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

令和3年4月1日

(甲) 松阪市殿町1340番地1

松阪市

松阪市長

竹上真人



(乙) 松阪市日野町788番地

松阪市住民自治協議会連合会

会長

水谷務美



別記

① 行政からの連絡及び調整業務【配布・回覧・周知】

主な業務

- ・「広報まつさか」をはじめとする行政が作成した広報物の配布、回覧業務
- ・自治会の代表名及び世帯数、回覧数等の報告
- ・行政連絡事務に伴う行政情報の周知
- ・事業及び工事に関する連絡周知
- ・行政等が主催する事業への協力

② 人選に伴う推薦依頼業務【各種委員の推薦】

主な業務

- ・統計調査員の推薦
- ・民生委員・児童委員候補者の推薦
- ・投票立会人の投票区内での人選
- ・地区公民館長の推薦
- ・各種委員会の委員の推薦

③ 地域の状況調査と要望【調査・要望の取りまとめ】

主な業務

- ・地域における状況調査
- ・地区内の環境整備の取りまとめ、要望書等の作成、現地立ち合い
- ・事業及び工事に関する説明会等の取りまとめ

④ その他【共助(互助)関係】

主な業務

- ・ごみ集積所の管理及び分別指導
- ・各種募金活動協力